

平成24年度集団指導資料 【施設系サービス共通】

この資料は、「指定介護老人福祉施設」・「介護老人保健施設」・「指定介護療養型医療施設」専用の資料です。

集団指導資料として、上記介護保険施設は、【全サービス共通】編、【施設系サービス共通】編及び【各サービスごとの資料】編の3つの資料が必要です。

平成25年2月
岡山県保健福祉部長寿社会課

目 次

1 介護保険指定事業者に対する指導及び監査等について	
(1) ショートステイにおける食費の設定	1
(2) 特別な居室等の提供に係る基準等	3
(3) 社会福祉施設等における食品の安全確保等	9
2 従業者の資格の確認等について	
(1) 経済連携協定に基づく介護福祉士候補者等	11

1-(1) ショートステイにおける食費の設定

事務連絡
平成24年9月5日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局 振興課
老人保健課

ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）
における食費の設定について

平素より、高齢者施策の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。
標記については、平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL.2）において示しているところですが、周知徹底を図るため、再度送付させていただきます。各都道府県等におかれましては、下記の内容を管内の市区町村に周知していただきますとともに、管下の介護サービス事業者、関係団体等に対して幅広く情報提供をしていただくようお願い致します。

記

ショートステイは、特に入退所日を中心に一日当たり一食又は二食の利用にとどまる事が多く、食費はその対価に対して支払うべきであるが、一部の介護サービス事業所において食費を一食ごとに設定されていない現状である。

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL.2 平成24年3月30日）問42のとおり、食費は原則として一食ごとに分けて設定し、提供した食事分のみ徴収すること。また、その場合の補足給付の取扱いについても、Q&Aを参考に、適正に取り扱うこと。

(参考) 平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A (VOL. 2) (平成 24 年 3 月 30 日)

【補足給付】(※今回の報酬改定以外)

○ 食費の設定

問 42 食費の設定は、朝食、昼食、夕食に分けて設定すべきか。また、そのように設定した場合の補足給付はどのようになるのか。

(答)

食費は利用者と施設の契約により設定するものであり、朝食、昼食、夕食に分けて設定することも可能である。特にショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、入所の期間も短いことから、原則として一食ごとに分けて設定する。

利用者負担第 4 段階の方について、一食ごとの食費の設定をする場合には、利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方についても一食ごとの食費の設定になるものと考えるが、その際の補足給付の取扱いについては、一日の食費の合計額について、補足給付の「負担限度額」に達するまでは補足給付は行われず、「負担限度額」を超える額について補足給付が行われることとなる。

具体的には、例えば、朝食 400 円、昼食 450 円、夕食 530 円と設定した場合、利用者負担第 3 段階の方であれば、食費の「負担限度額」は 650 円であるので、朝食のみ（400 円）の場合は補足給付は行われず、朝食と昼食（850 円）の場合であれば「負担限度額」との差額 200 円が補足給付として支給される。

※ 平成 17 年 10 月 Q&A (平成 17 年 9 月 7 日) 問 47 は削除する。

1 - (2)

特別な居室等の提供に係る基準等

○厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等

(平成十二年三月三十日)

(厚生省告示第百二十三号)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第百二十七条第三項第一号及び第百四十五条第三項第一号、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第九条第三項第一号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第十一条第三項第一号並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第十二条第三項第一号の規定に基づき、厚生大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。ただし、平成十二年三月三十一日において現にその定員が三人又は四人である病室について特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を受けている病院又は診療所の当該病室については、当分の間、第二号イ及び第五号イ中「一人又は二人」とあるのは「四人以下」とし、平成十二年三月三十一日において現に特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を受けている病院又は診療所であって第二号ロ及び第五号ロに掲げる基準を満たさないものについては、平成十五年三月三十一日までの間、これらの規定は適用しないものとし、平成十二年三月三十一日において現に特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を受けている介護老人保健施設、病院又は診療所の療養室等であって第二号ハ及び第四号ハに掲げる基準を満たさないものについては、当分の間、これらの規定は適用しないものとする。

厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等

(平一二厚告五一二・平一七厚劳告四一〇・改称)

一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準

イ 指定短期入所生活介護事業者又は指定介護予防短期入所生活介護事業者による利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準

(1) 特別な居室の定員が、一人又は二人であること。

(2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第百二十一条第二項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)第百二十九条第二項の規定の適用を受けない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所又は当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の特別な居室の定員の合計数を介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行

規則」という。)第二百一十一条又は第四百十条の十の規定に基づき都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)に提出した運営規程((7)において「運営規程」という。)に定められている利用定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。なお、同一事業所において、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行う場合には、当該事業所の全体の定員を算定の基礎とする。

- (3) 指定居宅サービス基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス基準第二百二十九条第二項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所又は当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の特別な居室の定員の合計数を施行規則第二百一十一条又は第四百十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した当該指定短期入所生活介護事業所又は当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の入所定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。なお、同一事業所において、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行う場合には、当該事業所の全体の定員を算定の基礎とする。
- (4) 特別な居室の利用者一人当たりの床面積が、十・六五平方メートル以上であること。
- (5) 特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。
- (6) 特別な居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
- (7) 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

ロ 指定短期入所療養介護事業者又は指定介護予防短期入所療養介護事業者による利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基準

- (1) 特別な療養室等の定員が、一人又は二人であること。
- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の特別な療養室等の定員の合計数を施行規則第二百二十二条又は第四百十条の十一の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者又は入所者の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十(国が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の二十、地方公共団体が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の三十)を超えないこと。なお、同一事業所において、指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護を一体的に行う場合には、当該事業所の全体の定員を算定の基礎とする。
- (3) 特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては八平方メートル以上、病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所又は指定

介護予防短期入所療養介護事業所にあつては六・四平方メートル以上であること。

- (4) 特別な療養室等の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。
- (5) 特別な療養室等の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
- (6) 特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、施行規則第二百二十二条又は第四百十条の十一の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められていること。

ハ 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設による入所者及び入居者(以下「入所者等」という。)が選定する特別な居室の提供に係る基準

- (1) 特別な居室の定員が、一人又は二人であること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設の特別な居室の定員の合計数を施行規則第三百十一条の八又は第三百十四条の規定に基づき都道府県知事又は市町村長に提出した運営規程((6)において「運営規程」という。)に定められている入所者等の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。
- (3) 特別な居室の入所者等一人当たりの床面積が、十・六五平方メートル以上であること。
- (4) 特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から受けるのにふさわしいものであること。
- (5) 特別な居室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
- (6) 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

ニ 介護老人保健施設による入所者等が選定する特別な療養室の提供に係る基準

- (1) 特別な療養室の定員が、一人又は二人であること。
- (2) 当該介護老人保健施設の特別な療養室の定員の合計数を施行規則第三百三十六条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程((6)において「運営規程」という。)に定められている入所者等の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。
- (3) 特別な療養室の入所者等一人当たりの床面積が、八平方メートル以上であること。
- (4) 特別な療養室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から受けるのにふさわしいものであること。

- (5) 特別な療養室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
- (6) 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

ホ 指定介護療養型医療施設による入院患者が選定する特別な病室の提供に係る基準

- (1) 特別な病室の定員が、一人又は二人であること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設の特別な病室の定員の合計数を健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた施行規則第三百八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程((6)において「運営規程」という。)に定められている入院患者の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十(国が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の二十、地方公共団体が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の三十)を超えないこと。
- (3) 特別な病室の入院患者一人当たりの床面積が、六・四平方メートル以上であること。
- (4) 特別な病室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入院患者から受けるのにふさわしいものであること。
- (5) 特別な病室の提供が、入院患者への情報提供を前提として入院患者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
- (6) 特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

ヘ その他

- (1) イからホまでに掲げる特別な居室、療養室及び病室(以下「居室等」という。)の提供に当たっては、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「指針」という。)第二号イに規定する居住、滞在及び宿泊に係る利用料の追加的費用であることをイ及びロに掲げる利用者、ハ及びニに掲げる入所者等並びにホに掲げる入院患者(以下「利用者等」という。)又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。
- (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注 9 並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注 13、ロ(1)から(5)までの注 11、ハ(1)から(3)までの注 9 及びニ(1)から(4)までの注 6 並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注 15 並びに注 16、介護保健施設サービスのイ及びロの注 10 並びに注 11 並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注 11、イ(1)か

ら(4)までの注 12、ロ(1)及び(2)の注 8、ロ(1)及び(2)の注 9、ハ(1)から(3)までの注 6 並びにハ(1)から(3)までの注 7 並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のイからニまでの注 15 及び注 16 並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注 7 並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注 9、ロ(1)から(4)までの注 9、ハ(1)及び(2)の注 7 並びにニ(1)から(3)までの注 4 に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

二 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準

イ 特別な食事の内容等について

- (1) 利用者等が選定する特別な食事(以下「特別な食事」という。)が、通常の食事の提供に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、指針第二号ロに規定する食事の提供に係る利用料の額を超えて必要な費用につき支払を受けるのにふさわしいものであること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設(以下「事業所等」という。)において、次に掲げる配慮がなされていること。
 - (i) 医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士による利用者等ごとの医学的及び栄養学的な管理が行われていること。
 - (ii) 食堂、食器等の食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされていること。
 - (iii) 特別な食事を提供することによって特別な食事以外の食事の質を損なわないこと。

ロ 特別な食事に係る利用料の額について

特別な食事に係る利用料の額については、特別な食事を提供することに要した費用から指針第二号ロに規定する食事の提供に係る利用料の額を控除した額とする。

ハ その他

- (1) 特別な食事の提供は、予め利用者等又はその家族に対し十分な情報提供を行い、利用者等の自由な選択と同意に基づき、特定の日に予め特別な食事を選択できるようにすることとし、利用者等の意に反して特別な食事が提供されることのないようにしなければならないこと。
- (2) 利用者等又はその家族への情報提供に資するために、事業所等の見やすい場所に次に掲げる事項について掲示するものとすること。
 - (i) 事業所等において毎日、又は予め定められた日に、予め希望した利用者等に対して、利用者等が選定する特別な食事の提供を行えること。

(ii) 特別な食事の内容及び料金

- (3) 特別な食事を提供する場合は、当該利用者等の身体状況にかんがみ支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること。
- (4) 特別な食事の提供に係る契約に当たっては、指針第二号ロに規定する食事に係る利用料の追加的費用であることを利用者等又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

改正文（平成一二年一月二八日厚生省告示第五一二号）抄
平成十三年一月六日から適用する。

改正文（平成一七年九月七日厚生労働省告示第四一〇号）抄
平成十七年十月一日から適用する。

改正文（平成一八年三月三一日厚生労働省告示第二四九号）抄
平成十八年四月一日から適用する。

改正文（平成一八年六月三〇日厚生労働省告示第四二三号）抄
平成十八年七月一日から適用する。

改正文（平成二〇年四月一〇日厚生労働省告示第二七〇号）抄
平成二十年五月一日から適用する。

改正文（平成二一年三月一三日厚生労働省告示第七六号）抄
平成二十一年四月一日から適用する。

改正文（平成二一年三月三〇日厚生労働省告示第一二三号）抄
平成二十一年五月一日から適用する。

改正文（平成二四年三月一三日厚生労働省告示第一〇五号）抄
平成二十四年四月一日から適用する。

改正文（平成二四年三月三〇日厚生労働省告示第二〇二号）抄
平成二十四年四月一日から適用する。

1 - (3)

社会福祉施設等に
おける食品の安全確保等



雇児総発 0307001 号
社援基発 0307001 号
障企発第 0307001 号
老計発第 0307001 号
平成 20 年 3 月 7 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



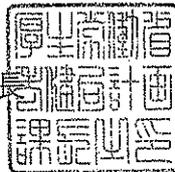
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局計画課長



社会福祉施設等における食品の安全確保等について

社会福祉施設、介護保険施設（以下「社会福祉施設等」という。）における衛生管理の徹底については、従来より「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成 15 年 12 月 12 日社援基発第 1212001 号課長連名通知）により、努めていただいているところであるが、先般の中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害の発生を踏まえ、社会福祉施設等における中国天洋食品製造の食品の使用状況及び当該食品に起

因したと疑われる健康被害の発生の有無について調査を行ったところ、別添の調査結果のとおり、健康被害の発生はなかったものの、中国天洋食品製造の食品の使用が認められたところである。

については、次の点に留意のうえ、社会福祉施設等における一層の食品の安全性の確保及び衛生管理について、管内社会福祉施設等に対し周知徹底を図っていただきたい。

- ① 食品の選定及び購入に当たっては、細心の注意を払い、安全なものを選択するよう、万全を期すこと
- ② 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること
- ③ 保健所等の関係機関と日頃から連携を図り、平時及び非常時における関係者間の情報共有体制を構築すること
- ④ 特に児童福祉施設については、食育の観点からも、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、食品の選定及び購入に当たり、季節感や地域性等を考慮し、鮮度の良い衛生的なものを選択するよう配慮すること

また、都道府県等は、管内社会福祉施設等で健康被害が発生した場合又は健康被害が生じるおそれがあると認められる事案が発生した場合に、迅速な対応が図れるよう衛生部局、民生部局、市町村との連携体制を構築するとともに、速やかに関係機関への連絡と併せて、厚生労働省所管部局に報告されたい。

医政発第05190001号
職発第05190001号
社授発第05190001号
老発第05190004号
平成20年5月19日
(平成21年11月24日一部改正)
(平成22年10月7日一部改正)
(平成24年4月6日一部改正)
(平成24年10月16日一部改正)

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生(支)局長
都道府県労働局長

殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づ
く看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関
する指針」について

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(以下「協
定」という。)については、平成19年8月20日に署名され、5月16日に我が国
の国会において承認が得られたところである。

これにより、今後、発効に必要な国内手続を経て、両国政府間で交換公文が行
われ、その30日後に協定が発効する予定である。

我が国の国会承認を受けて、①日本においては社団法人国際厚生事業団(以下
「事業団」という。)がインドネシア人看護師・介護福祉士候補者(以下「イン
ドネシア人候補者」という。)の受入れを希望する病院又は介護施設の募集を開
始し、②その一方、インドネシアにおいてはインドネシア海外労働者派遣・保
険(以下「派遣・保険庁」という。)がインドネシア人候補者の募集を開始し、
③事業団のあっせんによって、受入れ機関とインドネシア人候補者とが雇用契約

を締結した上で、④協定発効後にインドネシア人候補者が我が国に入国すること
となる。

そこで、インドネシア人看護師、インドネシア人介護福祉士、インドネシア人
看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者(以下「インドネシア人看護
師等」という。)の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかに
することにより、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを
目的として、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定
に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関
する指針」(以下「指針」という。)を別添のとおり本日付けで公布し、施行す
ることとしたところであるが、本指針の運用に際しての留意点等については、下
記につき、ご了承ください。

記

第一 受入れの仕組み

一 受入れの趣旨

協定によるインドネシア人看護師等の受入れは、日本とインドネシアとの経
済活動の連携強化の観点から、これまで我が国として外国人労働者の受入れを
認めてこなかった分野について、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特別
的に受入れを行うものであり、看護・介護分野における労働力不足への対応の
ために行うものではない。

また、本協定によるインドネシア人候補者の受入れは、協定で認められた期
間内にインドネシア人候補者が看護師・介護福祉士の資格を取得し、引き続き
我が国に滞在できるようにすることを目的としたものであり、国家資格取得前
については、受入れ施設が国家試験の合格を目標とした適切な研修を実施する
ことが重要となる。

二 受入れ調整機関及び送り出し調整機関

協定に基づくインドネシア人候補者の受入れ及び送り出しを適正に実施する
観点から、我が国においては事業団が唯一の受入れ調整機関として、インドネ
シアにおいては派遣・保険庁が唯一の送り出し調整機関と位置付けられている。

三 インドネシア人候補者の入国までの流れ

1 事業団は、インドネシア人候補者の受入れを希望する受入れ機関を募集し、
指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たす受
入れ希望機関を選考する。

2 派遣・保険庁は協定に基づき我が国での就労を希望するインドネシア人候

補者を募集し、協定で定める要件を満たすインドネシア人候補者を選考する。

3 事業団と派遣・保護庁との間で受入れ希望機関及びインドネシア人候補者に関する情報を交換し、双方の希望を勘案して事業団がマッチングを行い、双方の同意を得た上で受入れ機関とインドネシア人候補者との間で労働契約を締結する。

4 独立行政法人国際交流基金は、3でマッチングし、労働契約に係る同意を得た候補者に対して6か月間の日本語研修を行う。ただし、日本語能力が十分と認められた者については、この日本語研修の履修を要しない。

5 事業団のあっせんにより受入れ機関と労働契約を締結したインドネシア人候補者のみが査証を発給され、我が国への入国が認められる。こうした手順により、事業団及び派遣・保護庁は、毎年、一定の時期に受入れ希望機関及びインドネシア人候補者の募集を行い、事業団が受入れ人数の上限の範囲内でマッチングを行う。

6 なお、インドネシア人候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とされており、労働契約を締結する受入れ機関及び就労する受入れ施設を指定して在留が許可される。

四 入国後の流れ

1 インドネシア人候補者は、我が国へ入国後、協定附属書10第1編第6節6の規定に基づき、日本政府からインドネシア政府に通報された機関（以下「日本語研修機関」という。）において6か月間の日本語等研修を受講し、この日本語等研修の実施期間中に、事業団による看護・介護導入研修及び就労ガイダンスを併せて受講する。

ただし、日本語能力が十分と認められた者については、6か月間の日本語研修の受講は免除され、入国後、事業団が行う看護・介護導入研修及び就労ガイダンスのみを受講する。

2 インドネシア人候補者は、6か月間の日本語等研修（日本語研修の受講を免除された者については、看護・介護導入研修及び就労ガイダンス）の修了後、労働契約において決まっていた受入れ施設において就労しながら、看護師・介護福祉士試験の合格を目指した研修を受ける。

3 協定上、インドネシア人候補者の我が国での滞在期間は看護師候補者にあつては3年間、介護福祉士候補者にあつては4年間とされており、この期間内に看護師又は介護福祉士資格を取得した場合は、在留資格の変更の手続きを経て、受入れ機関及び受入れ施設を指定され、引き続き我が国で看護師・介護福祉士として滞在・就労が認められるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。

4 なお、インドネシア人看護師等が受入れ機関又は受入れ施設を変更しよ

とする場合には、在留資格の変更の手続きを経て、新たな受入れ機関又は受入れ施設を指定する許可を受ける必要があるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。

五 受入れ人数の上限

協定に基づくインドネシア人候補者の受入れについては、労働市場に悪影響を及ぼさないという観点から、受入れ人数に上限を設けている。

六 受入れ機関とインドネシア人候補者との労働契約

三のとおり、インドネシア人候補者は事業団のあっせんによって受入れ機関とあらかじめ労働契約を締結した上で我が国に入国する。この労働契約は、訪日前の6か月間及び訪日後の6か月間の日本語等研修（日本語研修免除者については訪日後の看護・介護導入研修及び就労ガイダンス）を修了することを停止条件とする労働契約であり、所定の就労開始日からインドネシア人候補者の就労が開始される。また、事業団と派遣・保護庁とが定める労働契約の様式に従って労働契約が締結される。

なお、受入れ機関とインドネシア人候補者との間で結ばれる労働契約については、①インドネシア人看護師候補者にあつては期間を上記就労開始日から3年とする契約とし、②インドネシア人介護福祉士候補者にあつては期間を上記就労開始日から3年とした上で、3年の期間満了時に受入れ機関又はインドネシア人候補者のいずれかから契約を更新しない旨の申し出がない限り、1年間更新される契約とされる。これは、労働契約の期間を、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の我が国における滞在期間（それぞれ3年間及び4年間）とできる限りあわせざるべきであるとのインドネシア政府の意向を踏まえたものである。

第二 国家資格取得前の受入れ施設での就労等

一 共通事項

1 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

指針第一の二の2に関し、日本語等研修の終了後、受入れ機関において労働契約に基づいて就労しながら研修を行うインドネシア人候補者には、我が国の労働関係法令が適用される。また、日本人と同様に社会・労働保険が適用されるものであること。

2 日本語の語学研修の免除について

指針第二の一の2の(1)、第二の二の2の(1)中の「1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者」とは、インドネシア人候補者が、財団法人日本国際教育支援協会若しくは独立行政法

人国際交流基金が実施する日本語能力試験N2（平成21年度までに実施された日本語能力試験においては、二級）以上の者であること、又は「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」（平成2年法務省告示第145号）に基づき法務大臣が告示する日本語教育機関において12か月以上の日本語教育を受けた者であることを、確認された者とする。ただし、受入れ機関が当該インドネシア人候補者に日本語の語学研修を受講させ、受入れ機関が当該インドネシア人候補者に日本語の語学研修を受講させることを希望し、かつ、日本語研修機関が認める場合には、日本語の語学研修を受講することができる。

3 複数の受入れ施設における就労について

指針第二の一及び二に関し、受入れ機関が複数の受入れ施設を設立している場合であって、インドネシア人候補者を当該複数の受入れ施設において就労させようとするときは、あらかじめ、当該受入れ機関とインドネシア人候補者が締結した労働契約において複数の受入れ施設で就労することが明記され、かつ、インドネシア政府が日本政府に通知する口書に当該複数の受入れ施設が全て記載されていることが必要となる。この場合、研修の実施や雇用等の責任の所在を明確にする必要があることから、次の事項を明らかにした書類を指針第四の二の1の「受入れ機関の募集」の際に提出すること。

(1) 各受入れ施設で実施する研修計画等

(2) 各受入れ施設における就労場所・契約期間・業務内容その他の労働条件等

なお、当該受入れ機関が設立している受入れ施設以外の施設で就労することはできない。

4 受入れ施設におけるインドネシア人候補者の人数について

受入れ施設が受け入れるインドネシア人候補者の数については、当面、インドネシア人候補者のメンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とし、研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、原則として1年間に5名以内とする。

5 受入れ機関の責務について

受入れ機関は、インドネシア人看護師候補者が、インドネシアの看護師資格を有し、2年以上の実務経験を有していることに考慮し、適正な労働条件や受入れ体制の確保に努めること。

二 看護師の資格取得を目的とした就労等

1 看護師国家試験受験資格の設定について

インドネシア人看護師候補者の看護師国家試験受験資格認定に当たっては、「医師国家試験等の受験資格認定の取り扱い等について」（平成17年3月

24日医政発第0324007号。）に定めるところによるものとすること。

2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

指針第二の一の3の(2)に関し、インドネシア人看護師候補者は、看護師資格を取得するまでの間は、看護補助者と同等として従業員の員数を算定する取扱いとされていることから、看護師及び准看護師の配置基準に含めることはできない。他方、看護補助者の配置基準については、インドネシア人看護師候補者については、員数に含めて算定しても差し支えない。

3 「看護研修計画」について

(1) 看護研修計画の策定について

指針第二の一の4(1)中の「看護研修計画」については、研修が効率的に行えるよう、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等に配慮して策定するとともに、看護師国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とする。

(2) 看護研修プログラムの策定について

受入れ施設においては、看護研修計画に基づき、より実践的な研修を実施するため、一定期間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「看護研修プログラム」を策定することが望ましい。

4 インドネシア人看護師候補者が従事する業務について

インドネシア人看護師候補者については、インドネシアの看護師の資格を有し、かつ二年間の実務経験を有している者を我が国の病院で受け入れ、当該病院で就労しながら研修を受け、最大3年間の滞在期間に看護師資格の取得を目指すものである。

インドネシア人看護師候補者が看護師資格を取得するまでの間は、看護業務に従事できないことは当然であるが、この受入れの趣旨に鑑み、受入れ病院において看護師候補者が従事する業務内容についてはできる限り配慮すること。

従事する看護師候補者としての業務の内容については、具体的には受入れ病院の規模や特徴にもよるが、できる限り候補者の経験や意向も踏まえた上で、我が国での看護師資格の取得に資するような業務に従事させるとともに、当該候補者の日本語の習熟度に応じて、より単純なものから高度なものとなるよう、配慮すること。

5 「研修責任者」「研修支援者」について

(1) 指針第二の一の4(2)中の「研修責任者」は看護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たたる者を、また「研修支援者」はインドネシア人看護師候補者に対する専門的な知識及び技術に

関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいう。
「研修支援者」は上記の支援の分野毎で複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置する。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることができない。

(2) また、指針第二の3の(3)において「看護職員の半数以上が看護師であること。」としているところであるが、この趣旨は「研修支援者」の不在時においてもインドネシア人看護師候補者に適切な支援が行われることを確保する趣旨であり、「研修支援者」の不在時に「研修支援者」に相当する看護師が支援に当たることができるときには、この要件を満たすものとして差し支えないこと。

6 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬」について指針第二の5の5に関し、インドネシア人看護師候補者が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を受ける」かどうかは、インドネシア人看護師候補者を受け入れる病院において、当該インドネシア人看護師候補者と同様の職務に従事する日本人職員と比較すること。

三 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」について指針第二の3(1)中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、次のいずれかと同等の体制であることをいう。

① 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第5条第14号イに掲げる実習指導者の要件を満たす者を研修責任者として置いておける同号イに規定する介護実習施設等であって、その人員の配置について介護保険法(平成9年法律第123号)その他の関係法令に基づく基準を満たすものであること

② 同号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第42号)第12条から第14条までに掲げる者を含む。)を研修責任者として置いておける同号ロに掲げる介護実習施設等であること

2 配置基準の取扱いについて

(1) 概要

指針第二の3の(2)については、介護福祉士候補者が、受入れ施設において就労しながら国家試験の受験に向けた研修を受けることとされていることから、受入れ施設の要件として、就労する介護福祉士候補者を除いても、法令に基づく職員等の配置の基準(以下「配置基準」という。)のうちの職員の最低基準に関するものを満たすこととし、受入れ施設における適切な研修体制の確保を図ったものであること。

しかしながら、介護福祉士候補者が労働契約に基づき就労していることを評価し、(2)に掲げる介護福祉士候補者については、(3)に掲げる報酬に係る加算等における配置基準上、当該介護福祉士候補者を職員等とみなす取扱いとすること。

(2) 配置基準において職員等とみなす介護福祉士候補者について

受入れ施設で就労する介護福祉士候補者のうち次の①又は②に該当するものとすること。

① 受入れ施設において就労を開始した日から1年を経過した者

② 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会(昭和32年3月1日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。))が実施する日本語能力試験をいう。)においてN1又はN2(平成22年3月31日までに実施された審査にあっては、一級又は二級)に合格した者

(3) 介護福祉士候補者を職員等とみなす配置基準について

① 昼間におけるユニットの配置基準(指針別表第3第1号から第6号まで)

以下のイからへまでに掲げる施設又は事業所における、昼間におけるユニットの配置基準では、「昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること」と定められているが、上記の(2)の介護福祉士候補者については、当該「介護職員」とみなす取扱いとすること。

イ 特別養護老人ホーム

ロ 指定介護老人福祉施設

ハ 介護老人保健施設

ニ 指定介護療養型医療施設

ホ 指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所

へ 指定短期入所療養介護事業所及び指定介護予防短期入所療養介護事業所

② ユニットにおける職員に係る減算に関する配置基準(指針別表第3第11号)

以下のイからホまでに掲げる施設又は事業所における、ユニットにおける職員に係る減算の配置基準では、「日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること」と定められているが、上記の(2)の介護福祉士候補者については、当該「介護職員」とみなす取扱いとすること。

- イ 指定介護老人福祉施設
- ロ 介護老人保健施設
- ハ 指定介護療養型医療施設
- ニ 指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所
- ホ 指定短期入所療養介護事業所及び指定介護予防短期入所療養介護事業所
- ③ 準ユニットケア加算に関する配置基準（指針別表第3第11号）

指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算の配置基準では、「日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること」と定められているが、上記の（2）の介護福祉士候補者については、当該「介護職員」とみなす取扱いとすること。
- ④ 夜勤職員配置加算、夜勤ケア加算及び夜間勤務等看護に関する配置基準（指針別表第3第7号）

（i）以下のイ及びロに掲げる施設又は事業所における夜勤職員配置加算の配置基準、ハに掲げる事業所における夜勤ケア加算の配置基準では、「夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、法令上規定する夜勤の職員の配置の最低基準に1を加えた数以上であること」と定められているが、上記の（2）の介護福祉士候補者については、最低基準を超える員数として算定する場合に限り、当該「介護職員」とみなす取扱いとすること。
- イ 指定介護老人福祉施設
- ロ 指定短期入所生活介護事業所
- ハ 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

（ii）以下のイ及びハに掲げる施設又は事業所における夜勤職員配置加算の配置基準、ロ及びニに掲げる施設又は事業所における夜間勤務等看護に係る加算の配置基準では、「夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が一定の数以上であること」と定められているが、上記の（2）の介護福祉士候補者については、当該「介護職員」とみなす取扱いとすること。
- イ 介護老人保健施設
- ロ 指定介護療養型医療施設
- ハ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所及び介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所
- ニ 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所及び療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所

- 療養介護事業所
- ⑤ サービス提供体制強化加算に関する配置基準（指針別表第3第10号）

サービス提供体制強化加算の配置基準では、施設又は事業所に応じて、（i）「施設又は事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が一定以上であること」

（ii）「施設又は事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が一定以上であること」

（iii）「施設又は事業所での利用者等に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が一定以上であること」と定められているが、上記の（2）の介護福祉士候補者については、当該「介護職員」、「常勤職員」及び「利用者等に直接サービス等を提供する職員」とみなす取扱いとすること。
- ⑥ 福祉専門職員配置等加算に関する配置基準（指針別表第3第8号）

以下のイからへまでに掲げる指定障害福祉サービスを行う施設又は事業所における福祉専門職員配置加算の配置基準では、（i）「生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、介護福祉士等である従業者の割合が一定以上であること」、（ii）「生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が一定以上であること」、（iii）「生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が一定以上であること」と定められているが、上記の（2）の介護福祉士候補者については、当該「生活支援員」及び「常勤で配置されている従業者」とみなす取扱いとすること。

 - イ 生活介護
 - ロ 自立訓練（機能訓練）
 - ハ 自立訓練（生活訓練）
 - ニ 就労移行支援
 - ホ 就労継続支援A型
 - ヘ 就労継続支援B型
- ⑦ 人員配置体制加算に関する配置基準（指針別表第3第9号）

指定障害福祉サービスのうち生活介護を行う施設又は事業所における人員配置体制加算の配置基準では、「単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が一定数以上であること」と定められているが、上記の（2）の介護福祉士候補者については、当該「生活支援員」とみなす取扱いとすること。

- ⑧ 夜勤職員配置体制加算に関する配置基準（指針別表第3第9号）
 指定障害福祉サービスのうち施設入所支援を行う施設における夜勤職員配置体制加算では、「単位ごとに置くべき生活支援員の員数が一定数以上であること」と定められているが、上記の（2）の介護福祉士候補者については、当該「介護職員」とみなす取扱いとすること。
- 3 「介護福祉士の資格を有する職員」について
 指針第二の二の3（3）については、インドネシア人介護福祉士候補者を受け入れた後に、職員の退職等により、一時的に当該受入れ施設の介護福祉士の割合が常勤の介護職員の4割未満になる可能性もある。こうした施設での受入れ施設の要件の適用については、一時的に4割を下回るものがあっても、新たな職員を募集しているといった配慮すべき事情があれば、要件を満たしているものとみなす等弾力的に対応できるものとする。
- 4 「介護研修計画」について
 （1）介護研修計画の策定について
 指針第二の二の4（1）中の「介護研修計画」については、研修が効率的に行えるよう、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学、地域の研修機会の活用等に配慮し策定するとともに、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とすること。
- （2）介護研修プログラムの策定について
 受入れ施設においては、介護研修計画に基づき、より実践的な研修を実施するため、一定期間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「介護研修プログラム」を策定することが望ましい。
- 5 「研修責任者」「研修支援者」について
 指針第二の二の4（2）中の「研修責任者」は介護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また「研修支援者」はインドネシア人介護福祉士候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいう。
 「研修支援者」は上記の支援の分野ごとに複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置する。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできる。
- 6 「五年以上介護業務に従事した経験があった介護福祉士の資格を有する者」について
 指針第二の二の4（3）中の「五年以上介護業務に従事した経験があった介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士介護福祉士養成施設指定期間別第5条第14号に掲げる実習指導者の要件を満たす者及び社会福祉士及

- び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令第14条に掲げる者を含む。
- 7 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬」について
 指針第二の二の5に関し、インドネシア人介護福祉士候補者が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を受ける」かどうかは、インドネシア人介護福祉士候補者を受け入れる介護施設において、当該インドネシア人介護福祉士候補者と同様の職務に従事する日本人介護職員と比較する。

第三 国家資格取得後の就労等

一 共通事項

- 1 事業団によるあっせん
 インドネシア人看護師及び介護福祉士の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、国家資格を取得したインドネシア人看護師及び介護福祉士は、就労する施設を変更する場合には、できるだけ事業団が紹介した受入れ機関が設立する施設で就労することが望ましい。また、国家資格を取得したインドネシア人看護師及び介護福祉士を雇用することを希望する受入れ機関は、事業団による紹介を經由して、当該インドネシア人看護師及び介護福祉士を雇用することが望ましい。
- 2 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬」について
 指針第三の二の3及び二の3に関し、インドネシア人看護師及び介護福祉士が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を受ける」かどうかは、それぞれインドネシア人看護師及び介護福祉士を受け入れる病院及び介護施設等において、当該インドネシア人看護師及び介護福祉士と同様の職務に従事する日本人看護師及び介護福祉士と比較するものであること。
- 二 インドネシア人看護師の就労
 指針別表第三の五中の「その他医療等を提供する施設」とは、研究機関、看護師等養成所等の施設をいうものであること。
- 三 インドネシア人介護福祉士の就労
 1 「利用者の居宅」について
 指針第三の二の2の（1）中の「利用者の居宅」に関し、別表第二の三中の認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに別表第四の三中の有料老人ホームにおけるサービス提供については、「利用者の居宅」におけるサービス提供には該当せず、施設におけるサービス提供として取り扱うこととする。
- 2 「その他入所又は通所サービスを提供する施設」について
 指針別表第四の六中の「その他入所又は通所サービスを提供する施設」とは、次の施設をいうものであること。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に基づく適合高齢者専用賃貸住宅
- (2) 「進行性筋萎縮症者療養等給付事業について」（昭和44年7月14日付け社更第127号）別紙（進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱）に基づく「進行性筋萎縮症療養等給付事業」を行っている施設（入所について委託を受けている病棟に限る。）
- (3) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」（昭和63年12月13日付け健医発第1414号）に基づく原子爆弾被爆者養護ホーム
- (4) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイについて」（平成5年7月15日付け健医発第766号）に基づく「原子爆弾ショートステイ事業」を行っている施設
- (5) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月22日社援地第74号）に基づく地域福祉センター
- (6) 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙（隣保館設置運営要綱）に基づく隣保館（隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）
- (7) 法令又は国が定める通知に基づかず、地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等を行っている施設（利用者の居室において介護等を行うものを除く。）

第四 「不正の行為」について

指針第二の一の3の(7)、第二の2の3の(4)、第三の一の2の(2)及び第三の2の2の(2)中の「不正の行為」については、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成20年法務省告示第278号）が公示され、この中で同主旨の「不正行為」が規定されていることから、法務省及び厚生労働省において、円滑かつ適正な受入れを図る観点から、不正の行為に係る事実及びその認定等について協力していくものであること。

第五 定期報告及び随時報告について

- 一 定期報告及び随時報告の様式について
指針第四の二の4による定期報告及び随時報告については、受入れ機関は、様式により作成し、事業団に提出する。なお、様式のうち、様式第2-1別紙1及び様式第2-2別紙1については、研修責任者が記入し、様式第2-1別

紙2についてはインドネシア人看護師候補者、様式第2-2別紙2についてはインドネシア人介護福祉士候補者が記入すること。

なお、国家資格を取得したインドネシア人看護師及び介護福祉士については、研修実施状況に係る様式第2号の提出は不要である。

二 定期報告及び随時報告の提出時期について

指針第四の二の4(1)による定期報告については、インドネシア人看護師候補者受入れ機関にあつては毎年2月20日まで、インドネシア人介護福祉士候補者受入れ機関にあつては毎年1月20日まで、1月1日現在の、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び雇用契約の要件の遵守状況について事業団に報告すること。

なお、毎年1月1日時点で日本語の語学研修を受講中で、受入れ施設における就労及び研修を開始していないインドネシア人候補者に係る定期報告については、研修の実施状況に係る様式第2号及び雇用契約の要件の遵守状況に係る様式第3号の提出は不要とする。

指針第四の二の4の(2)による随時報告については、イ、ロ、ニ又はへに該当する在留資格変更の報告にあつてはこれらの許可を受けた日から2週間以内に、ハの死亡・失踪・不法就労活動の報告にあつてはこれらの事実を把握した日から速くとも1週間以内に、チの報告にあつては試験の合否発表日から2週間以内に、チの報告にあつては帰国日から2週間以内に、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

三 研修の実施状況に係る様式第2号の記載内容について

インドネシア人看護師候補者の研修の実施状況に係る様式第2-1号の作成にあつては、看護研修計画及びその実施状況を記載することとしているが、看護研修計画に代えて看護研修プログラムの実施状況を記載しても差し支えない。

また、インドネシア人介護福祉士候補者の研修の実施状況に係る様式第2-2号の作成にあつては、介護研修計画及びその実施状況を記載することとしているが、介護研修計画に代えて介護研修プログラムの実施状況を記載しても差し支えない。

第六 不法就労に当たるインドネシア人看護師等の雇入れの防止等

協定に基づき滞在するインドネシア人看護師等は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等に基づき、雇用主、就労する施設及び当該施設における活動の内容並びに在留期間が個別に指定される。これらに違反した就労を行ったインドネシア人看護師等は、同法等に基づき、国外退去等の処分の対象となることに留意されたい。

また、病院及び介護施設においては、インドネシア人看護師等を雇い入れる場合には、当該インドネシア人看護師等の在留資格等を雇用対策法（昭和41年法律第132号）第28条に基づき確認の上、当該事項を公共職業安定所に届け出る必要がある。なお、この確認については、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）第五に基づき、適切に行われる必要がある。

医政発第1106012号
 職発第1106003号
 社援発第1106004号
 老発第1106007号
 平成20年11月6日
 (平成21年11月24日一部改正)
 (平成22年10月7日一部改正)
 (平成23年10月27日一部改正)
 (平成24年4月6日一部改正)
 (平成24年10月17日一部改正)

都道府県知事
 政令市・中核市長
 地方厚生(支)局長
 都道府県労働局長

殿

厚生労働省医政局長
 厚生労働省職業安定局長
 厚生労働省社会・援護局長
 厚生労働省老健局長

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づく
 看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する
 指針」等について

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(以下「協定」という。)については、平成18年9月9日に署名され、同年12月6日に我が国の国会において承認が得られたところである。

また、平成20年10月8日にフィリピンの上院において承認が得られたところであり、今後、両国政府間で交換公文が行われ、その30日後に協定が発効する予定である。

協定に基づくフィリピン人看護師・介護福祉士候補者(以下「フィリピン人候補者」という。)の受入れは、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れとほぼ同じ枠組みとなっているが、協定には、病院又は介護施設で就労・研修を

行つて看護師・介護福祉士試験に合格して看護師・介護福祉士資格の取得を目指すコース(以下「就労コース」という。)に加えて、介護福祉士養成施設で就学し介護福祉士資格の取得を目指すコース(以下「就学コース」という。)が設けられており、両コースともに、今後所要の準備を経てフィリピン人候補者の受入れが開始されるところである。

そこで、フィリピン人看護師、フィリピン人介護福祉士、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者(以下「フィリピン人看護師等」という。)の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、フィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的として、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」(以下「指針」という。)を別添のとおり本日付けで公布し、施行することとしたところである。ついては、下記につき、ご了承願いたい。

記

第一 受入れの枠組み

一 受入れの趣旨

協定によるフィリピン人看護師等の受入れは、日本とフィリピンとの経済活動の連携強化の観点から、これまで我が国として外国人労働者の受入れを認めてこなかった分野について、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に受入れを行うものであり、看護・介護分野における労働力不足への対応のために行うものではない。

また、本協定によるフィリピン人候補者の受入れは、協定で認められた期間内にフィリピン人候補者が看護師・介護福祉士の資格を取得し、引き続き我が国に滞在できるようにすることを目的としたものであり、国家資格取得前については、受入れ施設が国家資格の取得を目標とした適切な研修を実施することが重要となる。

二 受入れ調整機関及び送り出し調整機関

協定に基づくフィリピン人候補者の受入れ及び送り出しを適正に実施する観点から、我が国においては社団法人国際厚生事業団(以下「事業団」という。)が唯一の受入れ調整機関として、フィリピンにおいては就労コースについてはフィリピン海外雇用庁(以下「海外雇用庁」という。)が、就学コースについては高等教育委員会がそれぞれ唯一の送り出し調整機関と位置付けられている。

三 フィリピン人候補者の入国までの流れ

1 就学コースについて

- (1) 事業団は、フィリピン人候補者の受入れを希望する受入れ機関を募集し、指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たす受入れ希望機関を選考する。
- (2) 海外雇用庁は、協定に基づき我が国での就労を希望するフィリピン人候補者を募集し、協定で定める要件を満たすフィリピン人候補者を選考する。
- (3) 事業団と海外雇用庁との間で受入れ希望機関及びフィリピン人候補者に関する情報を交換し、双方の希望を勘案して事業団がマッチングを行い、双方の同意を得た上で受入れ機関とフィリピン人候補者との間で労働契約を締結する。
- (4) 独立行政法人国際交流基金は、(3)でマッチングし、労働契約の締結に係る同意を得た候補者に対して6か月間の日本語研修を行う。ただし、日本語能力が十分と認められた者については、この日本語研修の履修を要しない。
- (5) 事業団のあっせんにより受入れ機関と労働契約を締結したフィリピン人候補者のみが査証を発給され、我が国への入国が認められる。こうした手順により、事業団及び海外雇用庁は、毎年、一定の時期に受入れ希望機関及びフィリピン人候補者の募集を行い、事業団が受入れ人数の上限の範囲内でマッチングを行う。
- (6) なお、フィリピン人候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とされ、労働契約を締結する受入れ機関及び就労する受入れ施設を指定して在留が許可される。

2 就学コースについて

- (1) 事業団は、フィリピン人介護福祉士候補者の受入れを希望する受入れ機関を募集し、指針で定める介護福祉士養成施設の要件を満たす受入れ希望機関を選考する。
- (2) 高等教育委員会は、協定に基づき我が国での就学を希望するフィリピン人介護福祉士候補者を募集し、協定で定める要件を満たすフィリピン人介護福祉士候補者を選考する。
- (3) 事業団と高等教育委員会との間で受入れ希望機関及びフィリピン人介護福祉士候補者に関する情報を交換し、事業団のあっせんにより受入れ機関が選考したフィリピン人介護福祉士候補者に入学許可書を発行する。
- (4) 上記(3)により受入れ機関の入学許可書が発行されたフィリピン人介護福祉士候補者のみが査証を発給され、我が国への入国が認められる。こうした手順により、事業団及び高等教育委員会は、毎年、一定の時期に受

入れ希望機関及びフィリピン人介護福祉士候補者の募集を行い、事業団が受入れ人数の上限の範囲内でマッチングを行う。

- (5) なお、就学コースにおけるフィリピン人介護福祉士候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とされており、入学許可書を発行する受入れ機関及び就学する受入れ施設を指定して在留が許可される。

四 入国後の流れ

1 就学コースについて

- (1) フィリピン人候補者は、我が国へ入国後、協定附属書8第1部第6節1の規定に基づき、日本政府からフィリピン政府に通報された機関(以下「日本語研修機関」という。)において6か月間の日本語等研修を受講し、この日本語等研修の実施期間中に、事業団による看護・介護導入研修及び就労ガイダンスを併せて受講する。

ただし、日本語能力が十分と認められた者については、6か月間の日本語研修の受講は免除され、入国後、事業団が行う看護・介護導入研修及び就労ガイダンスのみを受講する。
 - (2) フィリピン人候補者は、6か月間の日本語等研修(日本語研修の受講を免除された者にあつては、看護・介護導入研修及び就労ガイダンス)の修了後、労働契約において決まっていた受入れ施設において就労しながら、看護師・介護福祉士試験の合格を目指した研修を受ける。
 - (3) 協定上、フィリピン人候補者の我が国での滞在期間は看護師候補者にあつては3年間、介護福祉士候補者にあつては4年間とされており、この期間内に看護師又は介護福祉士資格を取得した場合は、在留資格の変更の手続きを経て、受入れ機関及び受入れ施設を指定され、引き続き我が国で看護師・介護福祉士として滞在・就労が認められるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。
 - (4) なお、フィリピン人看護師等が受入れ機関又は受入れ施設を変更しようとする場合には、在留資格の変更の手續を経て、新たな受入れ機関又は受入れ施設を指定する許可を受ける必要があるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。
- #### 2 就学コースについて
- (1) 我が国で就学するフィリピン人介護福祉士候補者は、我が国へ入国後、日本語研修機関において6か月間の日本語研修を受講する。

ただし、日本語能力が十分と認められた者については、6か月間の日本語研修の受講は免除される。
 - (2) フィリピン人介護福祉士候補者は、6か月間の日本語研修の修了後(日本語研修の受講を免除された者にあつては、入国後)、入学許可書を

発行した受入れ機関の施設において介護福祉士の資格取得を目指して就学する。

(3) 協定上、フィリピン人介護福祉士候補者の我が国での滞在期間は養成課程の修了のために必要な期間とされており、この課程を修了し、介護福祉士資格を取得した場合は、在留資格の変更の手続を経て、受入れ機関及び受入れ施設を指定され、引き続き我が国で介護福祉士として滞在・就労が認められるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。

(4) なお、フィリピン人介護福祉士候補者が受入れ機関又は受入れ施設を變更しようとする場合には、在留資格の変更の手続を経て、新たな受入れ機関又は受入れ施設を指定する許可を受ける必要があるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。

五 受入れ人数の上限

協定に基づくフィリピン人候補者の受入れについては、労働市場に悪影響を及ぼさないという観点から、受入れ人数に上限を設けている。

六 受入れ機関とフィリピン人候補者との労働契約

三のとおり、就労コースにおけるフィリピン人候補者は事業団のあっせんによって受入れ機関とあらかじめ労働契約を締結した上で我が国に入国する。この労働契約は、訪日前の6か月間及び訪日後の6か月間の日本語等研修（日本語研修免除者については訪日後の看護・介護導入研修及び就労ガイダンス）を修了することを停止条件とする労働契約であり、所定の就労開始日からフィリピン人候補者の就労が開始される。また、事業団と海外雇用庁とが定める労働契約の様式に従って労働契約が締結される。

なお、受入れ機関とフィリピン人候補者との間で結ばれる労働契約については、①フィリピン人看護師候補者にあつては期間を上記就労開始日から3年とする契約とし、②フィリピン人介護福祉士候補者にあつては期間を上記就労開始日から3年とした上で、3年の期間満了時に受入れ機関又はフィリピン人候補者のいずれかから契約を更新しない旨の申し出がない限り、1年間更新される契約とされる予定である。これは、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者の我が国における滞在期間（それぞれ3年間及び4年間）を踏まえたものである。

第二 国家資格取得前の受入れ施設での就労等

一 共通事項

1 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

指針第一の二の2に関し、日本語等研修の終了後、受入れ機関において労働契約に基づいて就労しながら研修を行うフィリピン人候補者には、我が国

の労働関係法令が適用される。また、フィリピン人候補者には、日本人と同様に社会・労働保険が適用されるものであること。

2 日本語の語学研修の免除について

指針第二の二の2の(1)、第二の二の2の(1)、第二の三の2の(1)中の「1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者」とは、フィリピン人候補者が、財団法人日本国際教育支援協会若しくは独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験N2（平成21年度までに実施された日本語能力試験においては、二級）以上の者であること、又は「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」（平成22年法務省告示第145号）に基づき法務大臣が告示する日本語教育機関において9か月以上の日本語教育を受けた者であることを、確認された者とする。ただし、受入れ機関が当該フィリピン人候補者に日本語の語学研修を受講させることを希望し、かつ、日本語研修機関が認める場合には、日本語の語学研修を受講することができる。

3 複数の受入れ施設における就労について

指針第二の一及び二に関し、受入れ機関が複数の受入れ施設を設立している場合であつて、フィリピン人候補者を当該複数の受入れ施設において就労させようとするときは、あらかじめ、当該受入れ機関とフィリピン人候補者が締結した労働契約において複数の受入れ施設で就労することが明記され、かつ、フィリピン政府が日本政府に通知する口上書に当該複数の受入れ施設がすべて記載されていることが必要となる。この場合、研修の実施や雇用等の責任の所在を明確にする必要があることから、次の事項を明らかにした書類を指針第四の二の1の「受入れ機関の募集」の際に提出する。

- (1) 各受入れ施設で実施する研修計画等
- (2) 各受入れ施設における就労場所・契約期間・業務内容その他の労働条件等

なお、当該受入れ機関が設立している受入れ施設以外の施設で就労することはできない。

4 受入れ施設におけるフィリピン人候補者の人数について

受入れ施設が受け入れるフィリピン人候補者の数については、当面、フィリピン人候補者のメンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とし、研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、原則として1年間に5名以内とする。

5 受入れ機関の責務について

受入れ機関は、フィリピン人看護師候補者が、フィリピンの看護師資格を

有し、3年以上の実務経験を有していることに考慮し、適正な労働条件や受入れ体制の確保に努める。

二 看護師の資格取得を目的とした就労等

- 1 看護師国家試験受験資格の認定について
フィリピン人看護師候補者の看護師国家試験受験資格認定に当たっては、「医師国家試験等の受験資格認定の取り扱い等について」（平成 17 年 3 月 24 日医政発第 0324007 号。以下「受験資格認定通知」という。）に定めるところによる。

なお、フィリピン共和国における看護師学校養成所卒業までの修業年限が合計 14 年であり、受験資格認定通知に規定する修業年限に 1 年間足りないことから、協定に基づくフィリピン人看護師候補者の受入れにおいては、日本語の語学研修及び看護導入研修並びに病院における看護師の国家資格取得を目的とした就労の合計期間が、1 年程度必要となる。なお、日本語の語学研修が免除されたフィリピン人看護師候補者に対して看護師国家試験受験資格認定を行うためには、当該フィリピン人看護師候補者の看護導入研修及び病院における看護師の国家資格取得を目的とした就労の合計期間が、1 年程度必要となる。

2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

指針第二の 3 の (2) に関し、フィリピン人看護師候補者は、看護師資格を取得するまでの間は、看護補助者と同等として従業員の員数を算定する取扱いとしていることから、看護師及び准看護師の配置基準に含めることはできない。他方、看護補助者の配置基準については、フィリピン人看護師候補者については、員数に含めて算定しても差し支えない。

3 「看護研修計画」について

- (1) 看護研修計画の策定について
指針第二の 4 (1) 中の「看護研修計画」については、研修が効率的に行えるよう、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等に配慮して策定するとともに、看護師国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とする。

(2) 看護研修プログラムの策定について

受入れ施設においては、看護研修計画に基づき、より実践的な研修を実施するため、一定期間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「看護研修プログラム」を策定することが望ましい。

- 4 フィリピン人看護師候補者が従事する業務について
フィリピン人看護師候補者については、フィリピンの看護師の資格を有し、

かつ 3 年間の実務経験を有している者を我が国の病院で受け入れ、当該病院で就労しながら研修を受け、最大 3 年間の滞在期間中に看護師資格の取得を目指すものである。

フィリピン人看護師候補者が看護師資格を取得するまでの間は、看護業務に従事できないことは当然であるが、この受入れの趣旨に鑑み、受入れ病院において看護師候補者が従事する業務内容についてはできる限り配慮すること。

従事する看護師候補者としての業務の内容については、具体的には受入れ病院の規模や特徴にもよるが、できる限り候補者の経験や意向も踏まえた上で、我が国での看護師資格の取得に資するような業務に従事させるとともに、当該候補者の日本語の習熟度に応じて、より単純なものから高度なものとなるよう、配慮すること。

5 「研修責任者」「研修支援者」について

- (1) 指針第二の 4 (2) 中の「研修責任者」は看護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また「研修支援者」はフィリピン人看護師候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいう。

「研修支援者」は上記の支援の分野毎で複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置する。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることがもできる。

- (2) また、指針第二の 3 の (3) において「看護職員の半数以上が看護師であること。」としているところであるが、この趣旨は「研修支援者」の不在時においてもフィリピン人看護師候補者に適切な支援が行われることを確保する趣旨であり、「研修支援者」の不在時に「研修支援者」に相当する看護師が支援に当たることができるときには、この要件を満たすものとして差し支えないこと。

- 6 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬」について
指針第二の 5 の 5 に関し、フィリピン人看護師候補者が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を受ける」かどうかは、フィリピン人看護師候補者を受け入れる病院において、当該フィリピン人看護師候補者と同様の職務に従事する日本人職員と比較すること。

三 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

- 1 「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」について
指針第二の 3 (1) 中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、次のいずれかかと同等の体制であることをいう。

- ① 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）

第5条第14号に掲げる実習指導者の要件を満たす者を研修責任者としておいている同号イに規定する介護実習施設等であって、その人員の配置について介護保険法（平成9年法律第123号）その他の関係法令に基づく基準を満たすものであること

② 同号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第42号）第12条から第14条までに掲げる者を含む。）を研修責任者として置いている同号ロに掲げる介護実習施設等であること

2 配置基準の取扱いについて

(1) 概要

指針第二の二の3の(2)については、介護福祉士候補者が、受入れ施設において就労しながら国家試験の受験に向けた研修を受けることとされていることから、受入れ施設の要件として、就労する介護福祉士候補者を除いても、法令に基づく職員等の配置の基準（以下「配置基準」という。）のうち職員の基本基準に関するものを満たすこととし、受入れ施設における適切な研修体制の確保を図ったものであること。

しかしながら、介護福祉士候補者が労働契約に基づき就労していることを評価し、(2)に掲げる介護福祉士候補者については、(3)に掲げる報酬に係る加算等における配置基準上、当該介護福祉士候補者を職員等とみなす取扱いとすること。

(2) 配置基準において職員等とみなす介護福祉士候補者については、受入れ施設で就労する介護福祉士候補者のうち次の①又は②に該当するものとする。

- ① 受入れ施設において就労を開始した日から1年を経過した者
- ② 日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会（昭和32年3月1日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語能力試験をいう。）においてN1又はN2（平成22年3月31日までに実施された審査にあつては、一級又は二級）に合格した者

(3) 介護福祉士候補者を職員等とみなす配置基準について

① 昼間におけるユニットの配置基準（指針別表第3第1号から第6号まで）

以下のイからヘまでに掲げる施設又は事業所における、昼間におけるユニットの配置基準では、「昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること」と定められているが、上記の(2)の介護福祉士候補者については、当該「介護職員」とみなす

取扱いとすること。

- イ 特別養護老人ホーム
- ロ 指定介護老人福祉施設
- ハ 介護老人保健施設
- ニ 指定介護療養型医療施設
- ホ 指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所
- ヘ 指定短期入所療養介護事業所及び指定介護予防短期入所療養介護事業所

② ユニットにおける職員に係る減算に関する配置基準（指針別表第3第11号）

以下のイからホまでに掲げる施設又は事業所における、ユニットにおける職員に係る減算の配置基準では、「日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること」と定められているが、上記の(2)の介護福祉士候補者については、当該「介護職員」とみなす取扱いとすること。

- イ 指定介護老人福祉施設
- ロ 介護老人保健施設
- ハ 指定介護療養型医療施設
- ニ 指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所
- ホ 指定短期入所療養介護事業所及び指定介護予防短期入所療養介護事業所

③ 準ユニットケア加算に関する配置基準（指針別表第3第11号）
指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算の配置基準では、「日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること」と定められているが、上記の(2)の介護福祉士候補者については、当該「介護職員」とみなす取扱いとすること。

④ 夜勤職員配置加算、夜勤ケア加算及び夜間勤務等看護に関する配置基準（指針別表第3第7号）

(i) 以下のイ及びロに掲げる施設又は事業所における夜勤職員配置加算の配置基準、ハに掲げる事業所における夜勤ケア加算の配置基準では、「夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、法令上規定する夜勤の職員配置の最低基準に1を加えた数以上であること」と定められているが、上記の(2)の介護福祉士候補者については、最低基準を超える員数として算定する場合に限り、当該「介護職員」とみなす取扱いとすること。

- イ 指定介護老人福祉施設
- ロ 指定短期入所生活介護事業所
- ハ 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
 - (ii) 以下のイ及びハに掲げる施設又は事業所における夜勤職員配置加算の配置基準、ロ及びニに掲げる施設又は事業所における夜間勤務等看護に係る加算の配置基準では、「夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が一定の教以上であること」と定められているが、上記の(2)の介護福祉士候補者については、当該「介護職員」とみなす取扱いとする。
- イ 介護老人保健施設
- ロ 指定介護療養型医療施設
- ハ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所及び介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所
- ニ 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所及び療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所
- ⑤ サービス提供体制強化加算に関する配置基準（指針別表第3第10号）
 - サービス提供体制強化加算の配置基準では、施設又は事業所に応じて、(i)「施設又は事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が一定以上であること」
 - (ii)「施設又は事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が一定以上であること」
 - (iii)「施設又は事業所での利用者等に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が一定以上であること」と定められているが、上記の(2)の介護福祉士候補者については、当該「介護職員」、「常勤職員」及び「利用者等に直接サービスを提供する職員」とみなす取扱いとすること。
- ⑥ 福祉専門職員配置等加算に関する配置基準（指針別表第3第8号）
 - 以下のイからへまでに掲げる指定障害福祉サービスを行う施設又は事業所における福祉専門職員配置加算の配置基準では、(i)「生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、介護福祉士等である従業者の割合が一定以上であること」、(ii)「生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が一定以上であること」、(iii)「生活支援員として常勤で配置されて

いる従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が一定以上であること」と定められているが、上記の(2)の介護福祉士候補者については、当該「生活支援員」及び「常勤で配置されている従業者」とみなす取扱いとすること。

- イ 生活介護
- ロ 自立訓練（機能訓練）
- ハ 自立訓練（生活訓練）
- ニ 就労移行支援
- ホ 就労継続支援A型
- ヘ 就労継続支援B型
- ⑦ 人員配置体制加算に関する配置基準（指針別表第3第9号）
 - 指定障害福祉サービスのうち生活介護を行う施設又は事業所における人員配置体制加算の配置基準では、「単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が一定数以上であること」と定められているが、上記の(2)の介護福祉士候補者については、当該「生活支援員」とみなす取扱いとすること。
- ⑧ 夜勤職員配置体制加算に関する配置基準（指針別表第3第9号）
 - 指定障害福祉サービスのうち施設入所支援を行う施設における夜勤職員配置体制加算では、「単位ごとに置くべき生活支援員の員数が一定数以上であること」と定められているが、上記の(2)の介護福祉士候補者については、当該「介護職員」とみなす取扱いとすること。
- 3 「介護福祉士の資格を有する職員」について
 - 指針第二の二の3(3)については、フィリピン人介護福祉士候補者を受け入れた後に、職員の退職等により、一時的に当該受入れ施設の介護福祉士の割合が常勤の介護職員の4割未満になる可能性もある。こうした施設での受入れ施設の要件の適用については、一時的に4割を下回ることもあっても、新たな職員を募集しているといった配慮すべき事情があれば、要件を満たしているものとみなす等弾力的に対応できるものとする。
- 4 「介護研修計画」について
 - (1) 介護研修計画の策定について
 - 指針第二の二の4(1)中の「介護研修計画」については、研修が効果的に行えるよう、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学、地域の研修機会の活用等に配慮し策定するとともに、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とする。
 - (2) 介護研修プログラムの策定について

受入れ施設においては、介護研修計画に基づき、より実践的な研修を実施するため、一定期間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「介護研修プログラム」を策定することが望ましい。

5 「研修責任者」「研修支援者」について

指針第二の二の4(2)中の「研修責任者」は介護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また「研修支援者」はフィリピン人介護福祉士候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいう。

「研修支援者」は上記の支援の分野ごとに複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置する。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできる。

6 「五年以上介護業務に従事した経験があって介護福祉士の資格を有する者」について

指針第二の二の4(3)中の「5年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士介護福祉士養成施設指定期間第5条第14号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令第14条に掲げる者を含む。

7 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬」について

指針第二の二の5に関し、フィリピン人介護福祉士候補者が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を受ける」かどうかは、フィリピン人介護福祉士候補者を受け入れる介護施設において、当該フィリピン人介護福祉士候補者と同様の職務に従事する日本人介護職員と比較する。

四 介護福祉士の資格取得を目的とした就学等

1 「適切な教育の体制が整備されていること」について

指針第二の三の3(2)に関し、「適切な教育の体制」とは以下の要件を全て満たすものであること。

(1) フィリピン人介護福祉士候補者の就学を総括する責任者、日本語学習を支援する担当者及び生活面の支援を行う担当者について、候補者数に応じた適当な人員を配置すること

(2) 日本語学習の進捗状況を定期的に確認するとともに、進捗状況に応じた指導・助言等を行うこと

(3) 卒業時に適切な就職支援を行う体制が採られていること

2 介護福祉士養成施設に就学するフィリピン人介護福祉士候補者の就労について

指針第二の三に関し、介護福祉士養成施設に就学するフィリピン人介護福祉士候補者が介護施設等で就労しようとする場合には、出入国管理及び難民

認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)で定める資格外活動の許可を受けなければならない。なお、資格外活動の許可は、入管法第19条第2項の規定に基づき、介護福祉士の資格取得を目的とする活動の遂行を阻害しない等の相当の理由が認められるときに許可される。

3 日本語の語学研修を免除されたフィリピン人介護福祉士候補者について

日本語の語学研修を免除されたフィリピン人介護福祉士候補者は、受入れ施設で行われる養成課程の開始の時期に合わせて入国する。

第三 国家資格取得後の就労等

一 共通事項

1 事業団によるあわせん

(1) フィリピン人看護師及び介護福祉士の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、就労コースにより国家資格を取得したフィリピン人看護師及び介護福祉士は、就労コースにより国家資格を変更する場合には、できるだけ事業団が紹介した受入れ機関が設立する施設で就労することが望ましい。また、国家資格を取得したフィリピン人看護師及び介護福祉士を雇用することを希望する受入れ機関は、事業団による紹介を經由して、当該フィリピン人看護師及び介護福祉士を雇用することが望ましい。

(2) 就学コースにより国家資格を取得したフィリピン人介護福祉士は、原則として、受入れ施設の支援を受けながら養成研修を修了した後の就職先を確保することとなるが、本人が希望した場合には、事業団が就職先を紹介することができる。

2 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬」について

指針第三の一の3及び二の3に関し、フィリピン人看護師及び介護福祉士が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を受ける」かどうかは、それぞれフィリピン人看護師及び介護福祉士を受け入れる病院及び介護施設等において、当該フィリピン人看護師及び介護福祉士と同様の職務に従事する日本人看護師及び介護福祉士と比較するものであること。

二 フィリピン人看護師の就労

指針別表第三の五中の「その他医療等を提供する施設」とは、研究機関、看護師等養成所等の施設をいうものであること。

三 フィリピン人介護福祉士の就労

1 「利用者の居室」について

指針第三の二の(1)中の「利用者の居室」に関し、別表第二の三中の認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、に別表第四の三中の有料老人ホーム及び本通知第三の三の2の適合高齢者専用貸住

宅におけるサービス提供については、「利用者の居宅」におけるサービス提供には該当せず、施設におけるサービス提供として取り扱うこととすること。

2 「その他入所又は通所サービスを提供する施設」について

指針別表第四の六中の「その他入所又は通所サービスを提供する施設」とは、次の施設をいうものであること。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に基づく適合高齢者専用賃貸住宅
- (2) 「進行性筋萎縮症者療養等給付事業について」（昭和44年7月14日付け社更第127号）別紙（進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱）に基づく「進行性筋萎縮症社療養等給付事業」を行っている施設（入所について委託を受けている病棟に限る。）
- (3) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」（昭和63年12月13日付け健医発第1414号）に基づく原子爆弾被爆者養護ホーム
- (4) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイについて」（平成5年7月15日付け健医発第766号）に基づく「原子爆弾ショートステイ事業」を行っている施設
- (5) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月22日社援地第74号）に基づく地域福祉センター
- (6) 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙（隣保館設置運営要綱）に基づく隣保館（隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）
- (7) 法令又は国が定める通知に基づかず、地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等を行っている施設（利用者の居宅において介護等を行うものを除く。）

第四 「不正の行為」について

指針第二の一の3の(7)、第二の二の3の(4)、第二の三の3の(4)、第三の一の2の(2)及び第三の二の2の(2)中の「不正の行為」については、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成20年法務省告示第506号）が公示され、この中で同主旨の「不正行為」が規定されていることから、法務省及び厚生労働省において、円滑かつ適正な受入れを図る観点から、不正の行為に係る事実及びその認定等について協力していくものであること。

なお、フィリピン人看護師等の受入れが開始されることを踏まえ、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成20年厚生労働省告示第312号）第二の一の3の(7)、第二の二の3の(4)、第三の一の2の(2)及び第三の二の2の(2)に定める受入れ施設要件として、フィリピン人看護師等に対して不正の行為をしたことがないことが追加された。

第五 定期報告及び随時報告について

一 定期報告及び随時報告の様式について

指針第四の二の4による定期報告及び随時報告については、受入れ機関は、様式により作成し、事業団に提出する。

なお、就労コースの研修の実施状況に係る様式のうち、様式第2-1号別紙1及び様式第2-2号別紙1については、研修責任者が記入し、様式第2-1号別紙2についてはフィリピン人看護師候補者、様式第2-2号別紙2についてはフィリピン人介護福祉士候補者が記入し、就学コースの就学状況報告書に係る様式のうち、様式第2-3号別紙2については、就学支援を総括する責任者が記入し、様式第2-3号別紙3については、フィリピン人介護福祉士候補者が記入すること。また、国家資格を取得したフィリピン人看護師及び介護福祉士については、研修実施状況に係る様式第2号の提出は不要である。

二 定期報告及び随時報告の提出時期について

指針第四の二の4(1)による定期報告については、フィリピン人看護師候補者受入れ機関にあつては毎年2月20日まで、フィリピン人介護福祉士候補者受入れ機関にあつては毎年1月20日までに、1月1日現在の、受入れ施設要件の遵守状況等について事業団に報告すること。

なお、毎年1月1日時点で日本語の語学研修を受講中で、受入れ施設における就労及び研修又は介護福祉士養成施設における就学を開始していないフィリピン人候補者に係る定期報告については、研修の実施状況に係る様式第2号及び労働契約の要件の遵守状況に係る様式第3号の提出は不要とする。

指針第四の二の4の(2)による随時報告については、イ、ロ、ニ又はへに該当する報告にあつてはこれらの許可を受けた日から2週間以内に、ハの死亡・失踪・不法就労活動の報告にあつてはこれらの事実を把握した日から遅くとも1週間以内に、トの合否結果の報告にあつては試験の合否発表日から2週間以内に、チの養成課程の修了結果の報告にあつては結果発表日から2週間以内に、ホの介護福祉士として就労する施設決定の報告にあつては決定日から2週間以内に、ヘの帰国の報告にあつては帰国日から2週間以内に、それぞれ受

入れ調整機関に報告するものであること。

三 研修の実施状況に係る様式第2号の記載内容について

フィリピン人看護師候補者の研修の実施状況に係る様式第2-1号の作成に当たっては、看護研修計画及びその実施状況を記載することとしているが、看護研修計画に代えて看護研修プログラムの実施状況を記載しても差し支えない。

また、フィリピン人介護福祉士候補者の研修の実施状況に係る様式第2-2号の作成に当たっては、介護研修計画及びその実施状況を記載することとしているが、介護研修計画に代えて介護研修プログラムの実施状況を記載しても差し支えない。

第六 不法就労に当たるフィリピン人看護師等の雇入れの防止等

協定に基づき滞在するフィリピン人看護師等は、入管法等に基づき、受入れ機関、就労又は就学する施設及び当該施設における活動の内容並びに在留期間が個別に指定され、これらに違反した就労を行ったフィリピン人看護師等は、同法等に基づき、国外退去等の処分の対象となることに留意されたい。

また、病院及び介護施設においては、フィリピン人看護師等を雇い入れる場合には、当該フィリピン人看護師等の在留資格等を雇用対策法（昭和41年法律第132号）第28条に基づき確認の上、当該事項を公共職業安定所に届け出る必要がある。なお、この確認については、外国人労働者の雇用の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）第五に基づき、適切に行われる必要がある。

平成25年度 日フィリピン経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ
(平成20年12月11日発効)

	看護師	介護福祉士	
		就労コース	就学コース(※1)
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労	
在留資格	二国間の協定に基づく特定活動の在留資格		
活動内容(国家資格の取得前)	日本国内の病院で就労・研修	日本国内の介護施設で就労・研修	日本国内の養成施設で就学
活動内容(国家資格の取得後)	日本国内の医療施設等で看護師として就労(利用者宅でのサービスを除く。)	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労(利用者宅でのサービスを除く。)	
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得前：看護3年、介護4年(就学コースの場合は、養成課程修了に必要な期間)が上限 期間内に資格不取得の場合は期間満了を以て帰国(帰国後も短期滞在ビザで来日し、受験・資格取得が可能) 資格取得後：在留期間の更新回数に制限無し 労働市場への悪影響を避ける観点から、受入れ最大人数を設定(平成25年度は看護200人、介護300人) 		
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> フィリピンの看護師資格の保有者 3年間の看護師の実務経験 雇用契約の締結(日本人と同等額以上の報酬) 	<ul style="list-style-type: none"> 「4年制大学卒業+フィリピン介護士研修修了者(TESDAの認定保持)」又は「看護学校(学士)卒業者」 雇用契約の締結(日本人と同等額以上の報酬) 	<ul style="list-style-type: none"> 4年制大学の卒業生
日本語等研修	日本語研修(訪日前6ヶ月間(※2,3)、訪日後6ヶ月間(※3))、看護・介護導入研修、就労ガイダンス		日本語研修
送り出し調整機関	フィリピン海外雇用庁(POEA)		高等教育委員会(CHED)
受入れ調整機関	(社)国際厚生事業団(JICWELS)		

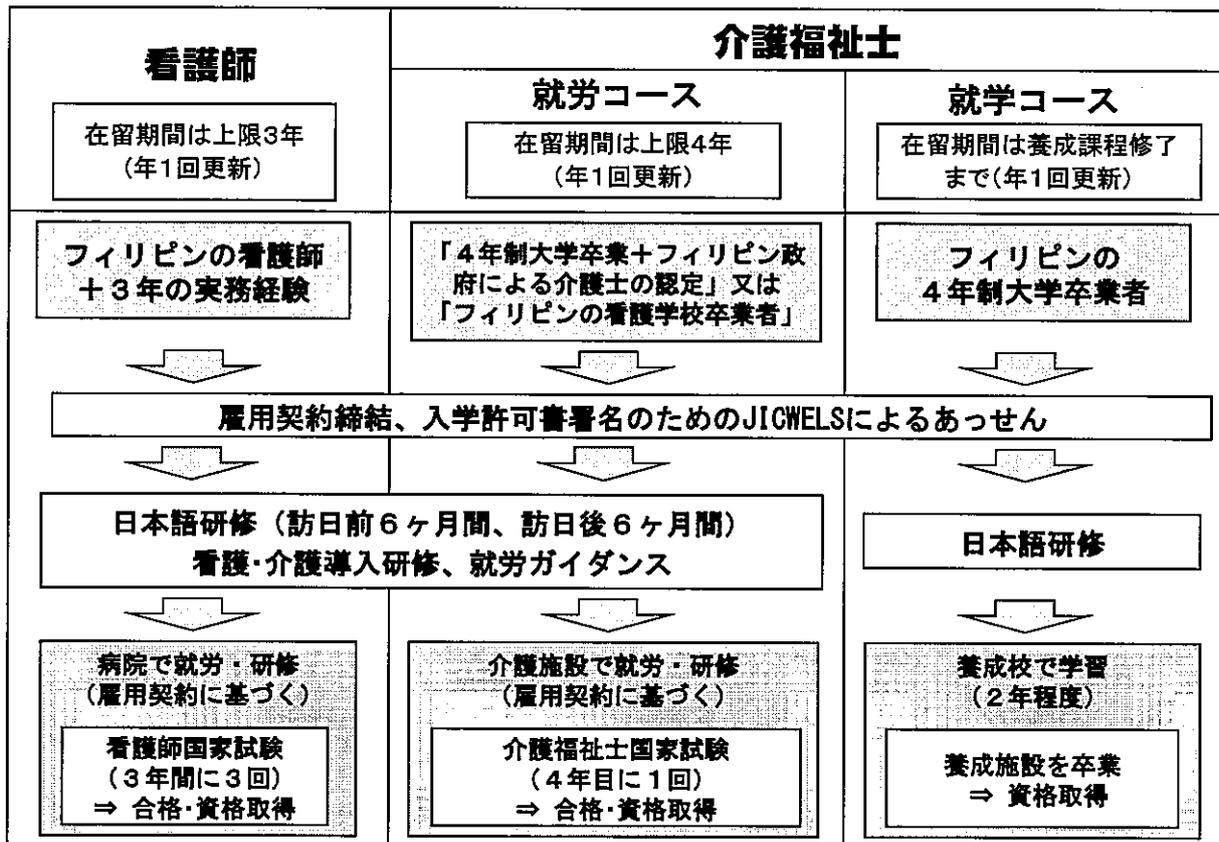
(※1) 平成23年度以降、介護福祉士候補者の就学コースの受入れは実施されていない。

(※2) 協定外の枠組みで行うもの。

(※3) 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可能。

- 1 -

平成25年度入国者 看護師・介護福祉士の資格取得までの流れ



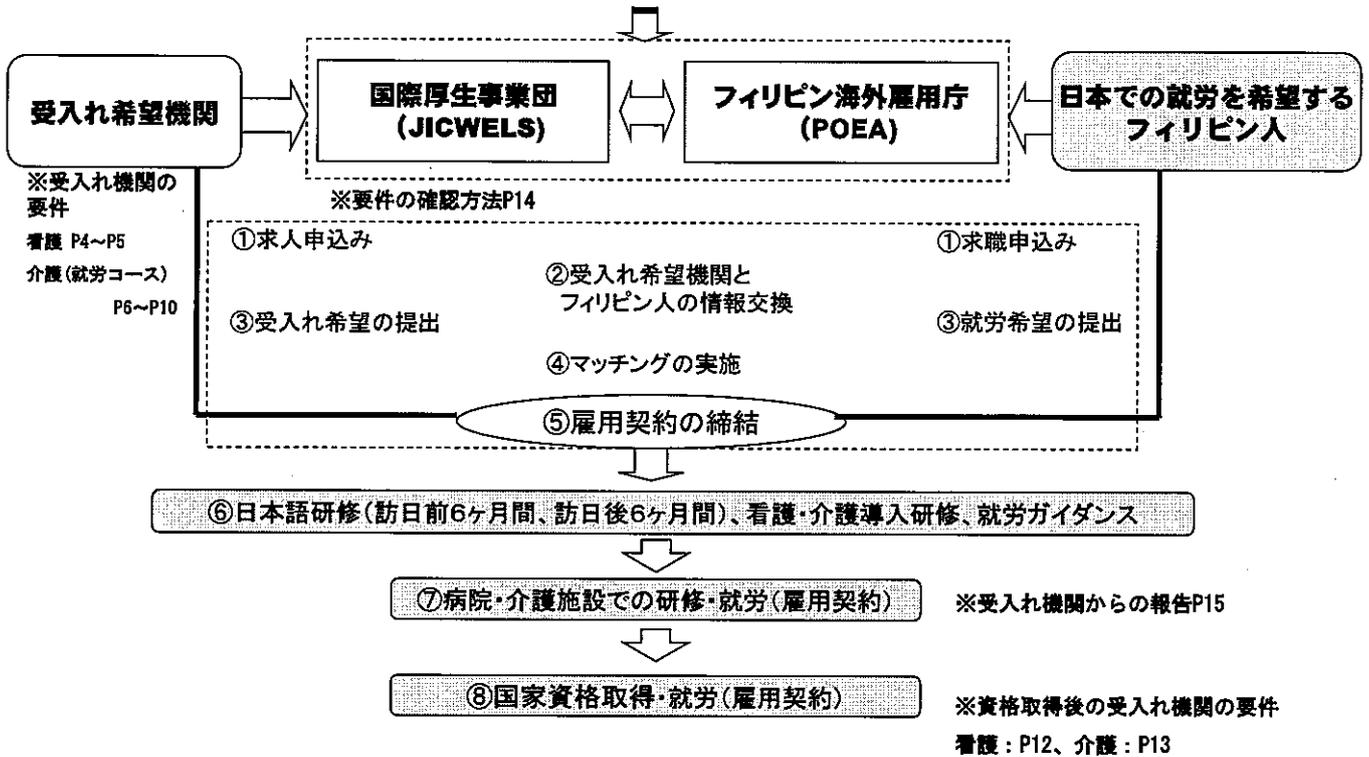
※平成23年度以降、介護福祉士候補者の就学コースの受入れは実施されていない。

※期間内に資格を取得しなかった者は、期間満了を以て帰国する。

※国家資格の取得後は、看護師、介護福祉士として、引き続き滞在・就労が可能(更新あり、更新回数の制限なし)。

平成25年度 フィリピン人就業のあっせんのイメージ

公正・中立にあっせんを行うとともに
適正な受入れの実施の観点から
あっせんを一元的に実施



- 3 -

I. 受入れに関する要件 (資格取得前)

1. 看護師コース

① 受入れ施設の要件

看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備され、次の条件を満たしている病院 (医療保険適用の病床に限る)

(注) 「看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制」が整備されている病院とは、看護師等学校養成所の実習施設として指定されている病院、あるいは指定されていないが実習病院の要件を備えている病院。

- ・看護学生の臨地実習に係る実習指導者が配置されていること
- ・看護師・准看護師の員数が入院患者3人に対し1人以上の配置であること (精神病床においては入院患者4人に対し1以上、療養病床においては入院患者6人に対し1以上)
- ・看護職員の半数以上が看護師であること
- ・看護の組織部門が明確に定められていること
- ・看護基準が作成・常時活用され、看護手順が作成・評価され見直されていること
- ・看護の諸記録が適正に行われていること
- ・過去3年間に、EPAに基づく外国人看護師候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、二重契約等の不正の行為又は外国人の就労に係る不正行為を行ったことがない受入れ機関 (医療法人等) が設立していること
- ・フィリピン人看護師候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、フィリピン人看護師候補者の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じている受入れ機関 (医療法人等) が設立していること

② 研修の要件

○下記の看護研修計画を策定、実施。

- ・看護師国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とすること
(注) 国家試験の科目の習得について研修計画等が定められていること
- ・研修責任者(研修を統括)の配置、研修支援者(専門的な知識・技術に関する学習支援・日本語の学習支援・生活支援)の配置等必要な体制が整備されていること(最低1名)
- ・研修責任者は原則として看護部門の教育責任者とすること
- ・研修支援者は原則として3年以上の業務経験のある看護師とすること
- ・日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること
- ・研修が行われる病棟は、医療保険が適用されるものに限ること

③ 雇用契約の要件

○同等報酬の確保

- ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

※1施設あたりの受入れ人数について

1施設における受入れ人数は、メンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とし、研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、原則として1年間に5名以内とする。

- 5 -

2. 介護福祉士・就労コース

① 受入れ施設の要件

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護施設(別表1)(定員30名以上(指定介護療養型医療施設の場合にあっては、介護保険の指定を受けた病床数が30床以上)のものに限る)及び老人デイサービスセンター、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等の施設(別表2)(別表1の介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る)であって、次の要件を満たしていること

- ・介護職員の員数(就労する外国人介護福祉士候補者を除く)が法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと

注:平成24年4月から、一定の要件を満たす候補者は、職員等の配置の基準上の算定対象に一部含まれています(9ページ参照)。

- ・常勤の介護職員の4割以上が介護福祉士資格を有する職員であること

注:介護保険三施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)の介護職員の約4割が介護福祉士例えば、入所定員が60名の特別養護老人ホームであれば、配置基準上の介護職員は20名以上(常勤換算)。そのうち、常勤の介護職員数の4割以上が介護福祉士である必要がある。

- ・過去3年間に、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、二重契約等の不正の行為又は外国人の就労に係る不正行為を行ったことがない受入れ機関(医療法人、社会福祉法人等)が設立していること

- ・フィリピン人介護福祉士候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、フィリピン人介護福祉士候補者の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じている受入れ機関(医療法人、社会福祉法人等)が設立していること

(別表第1)

<高齢者関係>

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

<障害者関係>

障害者支援施設、福祉ホーム

【障害者自立支援法の経過措置期間（平成24年3月31日までの政令で定める日まで）のみ】

身体障害者更生施設（入所施設）、身体障害者療養施設、身体障害者授産施設（入所施設）

知的障害者更生施設、知的障害者授産施設

<障害児関係>

障害児入所施設

<その他>

救護施設、更生施設（生活保護関係）

(別表第2)

<高齢者関係>

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設

介護保険法上の以下のサービスを行う施設

（指定居宅サービス）通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護

（指定介護予防サービス）介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護

（基準該当居宅サービス）通所介護、短期入所生活介護

（基準該当介護予防サービス）介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護

（指定地域密着型サービス）認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護

（指定地域密着型介護予防サービス）介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

<障害児関係>

児童発達支援を行う施設

<障害者関係>

障害福祉サービス事業（短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。）を行う施設

地域生活支援事業（デイサービスに相当するものに限る。）を行う施設、地域活動支援センター

【障害者自立支援法の経過措置期間（平成24年3月31日までの政令で定める日まで）のみ】

身体障害者更生施設（通所施設）、身体障害者授産施設（通所施設）

<その他>

その他これらに類する通所サービスを提供する施設

- 7 -

受入れ施設の範囲

	高齢者関係	障害者(児)関係	その他
入所型施設 (原則、資格取得前後ともにその施設単独で受入れ可能)	資格取得前に受入れ可能な施設(別表第1) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・指定介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・障害者支援施設 ・福祉ホーム ・障害児入所施設 等		
	資格取得後は受入れを行うことができる施設(別表第5) ・軽費老人ホーム・有料老人ホーム 等		
通所型施設 短期入所型施設等 資格取得前は入所型施設（例外を除く。）と同一の敷地内において一体的に運営されているもの限り、受入れ可能。資格取得後は単独でも受入れ可能。	条件付きで資格取得前に受入れ可能な施設(別表第2) ・老人デイサービスセンター ・短期入所施設 ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 ・認知症対応型通所介護 ・障害福祉サービスのうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 ・地域活動支援センター ・児童発達支援を行う施設 等		
居宅系サービス	※居宅系サービスについては、施設種別を問わず、就労不可		

資格取得後は、別表第1・2・5の施設で受入れ可能

- 8 -

介護福祉士候補者に係る職員等の配置の基準の取扱いについて

- 従来、EPA介護福祉士候補者については、「受入指針告示」により、受入施設の要件の1つとして「候補者を除いて法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと」とされ、この結果、職員等の配置の基準の算定対象とされていなかった。
- 「受入指針告示」を改正し、平成24年4月から、一定の要件を満たす候補者は、職員等の配置の基準上の算定対象に一部含まれている。

1. 配置基準への算定の可否（※）

- (1) 夜勤に係る加算及び昼間のユニット単位での配置基準等については、算入できる。
- (2) 候補者を除いて職員の基本の配置基準（例：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設での職員：利用者＝1：3の基準・夜勤の基本の配置基準）を満たすことは、引き続き受入施設の要件としている。

2. 対象者

以下の①又は②を満たす候補者を、上記1(1)の算定対象としている。

- ① 受入施設での就労開始日から雇用契約が1年に達した者
- ② 日本語能力試験N2以上を保有している者

(※) 考え方：研修施設としての質の確保の観点から、候補者以外で施設の人員最低基準を満たすことが必要。一方で、候補者が施設との雇用関係に基づき勤務していることを評価し、夜勤加算基準等へ算入できるようにする。

- 今回の見直しの後、概ね半年を目途に、EPA介護福祉士候補者の受入施設における夜勤状況、候補者のコミュニケーションの状況、受入意向等の実態を把握・分析した上で、必要に応じて見直しを検討する。

- 9 -

② 研修の要件

- 下記の介護研修計画を策定、実施。

- ・ 介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とすること
(注) 国家試験の科目（筆記試験及び実技試験）の習得について研修計画等が定められていること
- ・ 研修責任者（研修を統括）の配置、研修支援者（専門的な知識・技術に関する学習支援・日本語の学習支援・生活支援）の配置等必要な体制が整備されていること（最低1名）
- ・ 研修責任者は原則として5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有すること
- ・ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること

③ 雇用契約の要件

○ 同等報酬の確保

- ・ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

※ 1施設あたりの受入れ人数について

1施設における受入れ人数は、メンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とし、研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、原則として1年間に5名以内とする。

3. 介護福祉士・就学コース

① 受入れ施設の要件

介護福祉士養成施設は次の要件を満たしていること

- ・養成課程が、昼間課程であること
- ・適切な教育の体制が整備されていること
- ・社団法人日本介護福祉士養成施設協会の卒業時共通試験を実施するとともに、養成施設が低得点と認める就学者に対し、補習、再試験、レポート提出等の措置を講じていること
- ・過去3年間に、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者等の受入れに関し、虚偽の学生募集、不正な入学許可等の不正の行為、及び、外国人の留学又は就学に係る不正行為を行ったことがない受入れ機関（学校法人、社会福祉法人等）が設立していること

- 11 -

II. 受入れに関する要件（資格取得後）

○看護師としての就労

① 受入れ施設の要件

別表第4に掲げる施設であって、以下の条件を満たしていること

- ・施設を設立している受入れ機関が、EPAに基づくフィリピン人看護師を利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと
- ・過去3年間に、EPAに基づく外国人看護師候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、二重契約等の不正の行為又は外国人の就労に係る不正行為を行ったことがない受入れ機関（医療法人等）が設立していること

② 雇用契約の要件

- ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

(別表第4)

1. 知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設
2. 医療法に規定する病院、診療所及び助産所
3. 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
4. 介護老人保健施設
5. その他医療等を提供する施設

○介護福祉士としての就労

① 受入れ施設の要件

別表第1・第2（P7参照）又は別表第5に掲げる施設であって、以下の条件を満たしていること

- ・施設を設立している受入れ機関が、EPAに基づくフィリピン人介護福祉士を利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと
- ・過去3年間に、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、二重契約等の不正の行為又は外国人の就労に係る不正行為を行ったことがない受入れ機関（医療法人、社会福祉法人等）が設立していること

② 雇用契約の要件

・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とすること

（別表第5）

1. 労災特別介護施設
2. 療養病床により構成される病棟又は診療所
3. 軽費老人ホーム及び有料老人ホーム
4. 国内ハンセン病療養所
5. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
6. その他入所又は通所サービスを提供する施設

- 13 -

〈 要件の確認 〉

- ①国際厚生事業団は、受入れ機関の募集時に、受入れ希望機関が上記の要件を満たしていることを確認した上で、フィリピン人のあっせんを実施します。
- ②フィリピン人候補者の入国後は、上記の要件の遵守状況等を受入れ機関から国際厚生事業団を通じて、年1回、国に報告することになっています。
- ③国際厚生事業団は、国の交付金により、年1回、候補者の受入れ施設に対して巡回訪問を行うことにしております。

Ⅲ. 受入れ機関からの報告

○定期報告

		資格取得前 (就労コース)	資格取得前 (就学コース)	資格取得後
厚生労働省告示の報告	報告時点(期限) ／ 報告先	毎年1月1日現在 (介護1月20日 〃 看護2月20日 〃)	毎年1月1日現在 (介護1月20日 〃 看護2月20日 〃)	在留期間の更新 許可を申請する際
	受入れ施設の要件の遵守状況	○	○	○
	同等報酬の遵守状況	○	-	○
	研修の実施状況	○	-	-
	介護福祉士候補者の就学状況	-	○	-
		国際厚生事業団 ※国際厚生事業団は その後厚生労働大臣 に提出		
法務省告示の報告	報告時点(期限) ／ 報告先	毎年1月1日現在 (介護1月20日 〃 看護2月20日 〃)	毎年1月1日現在 (介護1月20日 〃 看護2月20日 〃)	毎年1月1日現在 (介護1月20日 〃 看護2月20日 〃)
	受入れ施設の要件の遵守状況	○	○	○
	同等報酬の要件の遵守状況	○	-	○
	研修の実施状況	○	-	-
		国際厚生事業団を通 じて地方入国管理局		

-15 -

Ⅲ. 受入れ機関からの報告

○随時報告

			資格取得前 (就労コース)	資格取得前 (就学コース)	資格取得後
厚生労働省報告					
死亡もしくは失踪した場合	事実を把握した日 から2週間以内	報告先: 国際厚生事業団 ※国際厚生事業団 はその後厚生労働 大臣に提出	○	○	○
不法就労活動を行っている と思量する場合	事実を把握した日 から2週間以内		○	○	○
雇用契約を終了する場合	あらかじめ		○	-	○
履修許可を取り消す場合	あらかじめ		-	○	-
国家試験の合否が判明した 場合	合否発表日 から2週間以内		○	-	-
養成課程を修了した場合	結果発表日 から2週間以内		-	○	-
資格取得後に就労施設が決 定した場合	決定日 から2週間以内(※)		-	○	-
帰国した場合(一時帰国除く)	帰国日 から2週間以内		○	○	-
法務省報告					
雇用契約を終了する場合	速やかに	報告先: 国際厚生事業団を 通じて地方入国管 理局	○	-	○
養成課程の履修許可を取り 消す場合	速やかに		-	○	-
失踪した場合	速やかに		○	○	○
不法就労活動を行っていると 知った場合	速やかに		○	○	○

※養成校と就労機関の連名